

令和５年度琴平町物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業に係る効果検証等

No	事業名	担当課	事業概要	実績	事業期間	事業費（円）		効果検証
							うち交付金（円）	
1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費(追加分) 【物価高騰対策給付金】	住民福祉課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた非課税世帯に対し、１世帯あたり７万円を支給する。	【事業費】 70,000円×1,221世帯 【事務費】 印刷代、郵送料、振込手数料等 900,267円	R5.12.19　～　R6.3.31	86,370,267	86,370,000	申請者に漏れなく支給することができ、生活の下支えの一助となった。
2	物価高騰対応重点支援給付金支給事業費【物価高騰対策給付金】	総務課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税均等割のみ課税世帯に対し、１世帯あたり10万円を支給する。	【事業費】 100,000円×279世帯 【事務費】 印刷代、郵送料、振込手数料等 653,346円	R6.3.5　～　R6.7.4	28,553,346	28,553,000	申請者に漏れなく支給することができ、生活の下支えの一助となった。
3	子育て世帯支援給付金(子育て加算)支給事業費 【物価高騰対策給付金】	子ども・保健課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた18歳以下の児童を含む非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、児童一人あたり５万円を支給する。	【事業費】 50,000円×121名 【事務費】 印刷代、郵送料、振込手数料等 25,244円	R6.3.5　～　R6.7.12	6,075,244	6,075,000	申請者に漏れなく支給することができ、生活の下支えの一助となった。
5	定額減税に伴う調整給付(仮称) 【物価高騰対策給付金】	総務課	物価高が続く中で住民税課税世帯への支援として実施する定額減税の恩恵を十分に受けられない者に対して調整給付を支給するためのシステム改修を実施する。	システム改修負担金　310,000円	R6.3.22　～　R6.3.25	310,000	310,000	システム改修を実施し、対象者に確実に給付できる体制が整備できた。
7	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費(追加分) 【被扶養者のみ世帯分】 【物価高騰対策給付金】	生涯教育課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた非課税世帯に対し、１世帯あたり７万円を支給する。 ※No1と同一事業として実施	70,000円×119世帯	R5.12.19　～　R6.3.31	8,330,000	8,330,000	申請者に漏れなく支給することができ、生活の下支えの一助となった。
9	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費(追加分) 【被扶養者のみ世帯分】	住民福祉課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた非課税世帯に対し、１世帯あたり７万円を支給する。 ※No1と同一事業として実施 ※No7の事務費	印刷代、郵送料、振込手数料等 83,440円	R5.12.19　～　R6.3.31	83,440	83,000	申請者に漏れなく支給することができ、生活の下支えの一助となった。
10	物価高騰対応重点支援給付金支給事業費 【被扶養者のみ世帯分】	総務課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税均等割のみ課税世帯に対し、１世帯あたり10万円を支給する。 ※No2と同一事業として実施	【事業費】 100,000円×6世帯 【事務費】 印刷代、郵送料、振込手数料等 14,015円	R6.3.5　～　R6.7.4	614,015	614,000	申請者に漏れなく支給することができ、生活の下支えの一助となった。
11	子育て世帯支援給付金(子育て加算)支給事業費 【被扶養者のみ世帯分】	子ども・保健課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯（18歳以下の児童を含む非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）に対し、児童一人あたり５万円を支給する。 ※No3と同一事業として実施	【事業費】 50,000円×4名 【事務費】 印刷代、郵送料、振込手数料等 835円	R6.3.5　～　R6.7.12	200,835	200,000	申請者に漏れなく支給することができ、生活の下支えの一助となった。